

避難実施要領

令和 7 年 2 月修正版

湖南省総合政策部
危機管理局

目 次

1 避難実施要領作成の目的 1

2 避難実施要領に関する法律および基本指針の記述 1

3 避難実施要領パターン別モデル 2

（1）共通モデル 2

（2）緊急対処事態の場合 4

（3）ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合 7

（4）弾道ミサイル攻撃の場合 11

1 避難実施要領作成の目的

市内において武力攻撃事態や緊急対処事態が発生した場合または発生するおそれがある場合は、県および市は、それぞれの国民保護計画に基づき、迅速かつ的確に避難の指示、避難誘導等を実施しなければならない。

そのために、市は、あらかじめ避難実施要領のパターンを準備しておくものとされていることから、以下の4つのパターンについて作成したものである。

- (1) 共通モデル
- (2) 緊急対処事態の場合
- (3) ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合
- (4) 弾道ミサイル攻撃の場合

2 避難実施要領に関する法律および基本指針の記述

《国民保護法（第61条抜粋）》

- 1 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、**直ちに、避難実施要領を定めなければならない。**
- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市長村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

《国民の保護に関する基本指針の記載（P27、抜粋）》

- 市（町村）は、関係機関（教育委員会など当該市（町村）の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、**複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。**（以下略）
- 市（町村）は、当該市（町村）の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、**国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。**（以下略）

3 避難実施要領パターン別モデル

(1) 共通モデル

避難実施要領

湖南省長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

- ・避難を必要とする事態の状況

2 避難の方法

- ・要避難地域の対象住民（地区）、集合場所
- ・避難の開始、終了時間
- ・避難先
- ・避難のための運送手段

3 避難住民の誘導

(1) 市の体制、職員の配置

ア 市対策本部の設置

- ・○○月○○日 ○○時○○分 市対策本部の設置
湖南省役所東庁舎 3階 大会議室 【連絡先：0748-72-0203】
- ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等

イ 市の体制、職員の配置

- ・各部局の役割
- ・住民の避難誘導にあたる職員および消防団員の派遣の時期、場所等

(2) 避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先

イ 関係機関との調整方法

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 防災行政無線、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用して伝達する。
- イ 上記と並行し、区長、自主防災組織の長、当該地域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

- ア 一時集合場所への住民の避難は、健常者は徒歩により行う。
- イ 自力避難困難者の避難については、「避難支援プラン」に沿って必要な対応を行う。

(5) 指定避難施設等への移動

- ア 地区連絡所や指定避難施設を開設した場合は、関係機関や要避難地域所在の住民に伝達する。
- イ 避難者の状態に応じて、関係機関等と連携した支援を行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導にあたる職員および消防団員は、防災服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛、身分証明証等を携行すること。
- ・誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民および誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告、指示を行い、警察官等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明証を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。
- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生または発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象または不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察官等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等に指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導にあたる職員および消防団員の派遣にあたっては、派遣先および派遣経路の安全を確認し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
 - ・生物剤または化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員および消防団員に防護服を着用させる。
- また、危険地区外において除染の後誘導を実施し、二次被害を防止する。

(2) 緊急処理事態の場合

避難の指示（文例）

○年○月○日○時現在

湖 南 市 長 様

滋 賀 県 知 事

避難の指示について（通知）

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 183 条において準用する同法第 54 条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

○○（市町名、地域名）

2 避難先地域

○○市 ○○地区

3 主要な避難の経路

国道○○号 県道○○号

4 避難のための交通手段

①○○（一時集合場所の名称）よりバス（○○交通株式会社、○○台確保の予定）

②○○駅より近畿日本鉄道（○○行 ○○両編成 ○便予定）

○○駅より西日本旅客鉄道（○○行 ○○両編成 ○便予定）

※○時から○時まで、国道○号および県道○号は、交通規制（一般車両の通行禁止）

③市の職員による避難誘導を行う。

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

5 関係機関が講ずべき措置の概要

①国の措置

②県の措置

③自衛隊等の措置

知事の国民保護等派遣要請に基づき、避難のためのヘリの派遣および避難誘導のための自衛官各○名を派遣

（国の避難措置の指示において明らかになることから、その内容を記載。）

(緊急対応事態のパターン)

避難実施要領

湖南省長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇および〇〇地域およびその風下となる地域を要避難地域、〇〇市、〇〇町を避難先地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、湖南省あて別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難の方法

市は、屋内へ退避の指示をしていた要避難地域の住民約〇〇名について、直ちに〇〇（一時集合場所）および〇〇に集合させる。

当該エリア内の住民に対しては、広報車等により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による避難住民の誘導を要請する。

集合が確認できた住民からバスに乗車させ、避難者リストを作成する。

3 避難住民の誘導

（１）市の体制、職員の配置

ア 市対策本部の設置

- ・ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 市対策本部の設置
湖南省役所東庁舎 ３階 大会議室 【連絡先：0748-72-0203】
- ・ 現地対策本部 〇〇地区 連絡先：〇〇〇〇〇

イ 市の体制、職員の配置

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整にあたらせる。
また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有および連絡調整にあたらせる。

（２）避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・ 職員間の連絡方法、連絡先：〇〇〇〇〇

イ 関係機関との調整方法

（３）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、広報車等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織の長、当該地域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民に対し電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難施設の開設等

- ア ○○まちづくりセンターを臨時避難施設として開設し、関係機関および要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難施設における専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
 - イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難施設におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
 - ウ 避難施設における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れ調整を行う。
- (※) 避難施設における活動は、救護に関する県との役割分担を踏まえて行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導にあたる職員および消防団員は、防災服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛、身分証明証等を携行すること。
- ・誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民および誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告、指示を行い、警察官等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明証を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。
- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生または発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象または不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察官等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等に指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(3) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

(3) ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合

避難の指示（文例）

○年○月○日○時現在

湖 南 市 長 様

滋 賀 県 知 事

避難の指示について（通知）

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する同法第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

湖南省○○地区

2 避難先地域

F市（F体育館、F公民館）

3 主要な避難の経路

国道○○号 県道○○号

4 避難のための交通手段

○○（一時集合場所の名称）よりバス（○○交通株式会社、○○台確保の予定）

5 関係機関が講ずべき措置の概要

①国の機関等の措置

②自衛隊等の措置

（国の避難措置の指示において明らかになることから、その内容を記載。）

③県の措置 等

(ゲリラや特殊部隊等による攻撃のパターン)

避難実施要領

湖南省長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇において潜んでいた武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ警報を発令し、湖南省〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難の方法

市は、〇〇地区のA・B・C・地区住民約〇〇名を、本日〇：〇〇を目途に各地区の一時集合場所であるA・B・Cまちづくりセンターに集合させた後、本日〇：〇〇以降、市車両および〇〇交通株式会社の大型バスにより、F市F体育館およびF公民館へ避難させる。

まちづくりセンターまでの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示および避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

3 避難住民の誘導

(1) 市の体制、職員の配置

ア 市対策本部の設置

・ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 市対策本部の設置

湖南省役所東庁舎 3階 大会議室 【連絡先：0748-72-0203】

イ 市の体制、職員の配置

市職員各〇名を、A・B・Cまちづくりセンター、避難先のF市F体育館およびF公民館に派遣する。

なお、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせる。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関と情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時または随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整および確認を行う。

オ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号および〇〇号を使用）

（※）バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先：〇〇〇〇〇

イ 関係機関との調整方法

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の区長、自主防災組織の長、当該地域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

ア 一時集合場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。

自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

(ア) ▲病院の入院患者〇名は、▲病院の車両または救急車を利用して避難を実施する。

(イ) ■老人福祉施設入居者〇名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

(ウ) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(5) 避難誘導の終了

ア 市職員および消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。

イ 避難誘導は、〇：〇〇までに終了するよう活動を行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導にあたる職員および消防団員は、防災服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛、身分証明証等を携行すること。
- ・誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民および誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告、指示を行い、警察官等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明証を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。
- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生または発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象または不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察官等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等に指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導にあたる職員および消防団員の派遣にあたっては、派遣先および派遣経路の安全を確認し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
 - ・生物剤または化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員および消防団員に防護服を着用させる。
- また、危険地区外において除染の後誘導を実施し、二次被害を防止する。

(4) 弾道ミサイル攻撃の場合

避難の指示（文例）

○年○月○日○時現在

湖 南 市 長 様

滋 賀 県 知 事

避難の指示について（通知）

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する同法第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

湖南省、△△市（町）、××市（町）

2 避難の方法

- ・屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
- ・その際、できるだけ近隣の堅牢な施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- ・次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(弾道ミサイル攻撃のパターン)

避難実施要領

湖南省長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、屋内への避難措置を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難の方法

市は、広報車やその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

3 避難住民の誘導

(1) 市の体制、職員の配置

ア 市対策本部の設置

・〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 市対策本部の設置

湖南省役所東庁舎 3階 大会議室 【連絡先：0748-72-0203】

イ 市の体制、職員の配置

被害が発生した場合の避難、救援および災害対処のための準備体制を整える。また、避難住民の誘導のため、必要な場所に職員を配置する。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

・職員間の連絡方法、連絡先

イ 関係機関との調整方法

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾する。

イ ミサイルが湖南省に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせする。

(4) 避難施設等への誘導

ア 住民が屋外にいる場合は、状況に応じて地区連絡所や指定避難施設など、近くのできるだけ頑丈な建物や地下施設などに避難するよう誘導する。

イ 住民が屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導にあたる職員および消防団員は、防災服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛、身分証明証等を携行すること。
- ・誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民および誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告、指示を行い、警察官等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気をできるだけ遮断した状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明証および支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線や広報車、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導にあたる職員および消防団員の派遣にあたっては、派遣先および派遣経路の安全を確認し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
 - ・生物剤または化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員および消防団員に防護服を着用させる。
- また、危険地区外において除染の後誘導を実施し、二次被害を防止する。